◇**電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二三八号）
（総務省）
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第五九号）の施行期日は、平成二三年八月三一日とすることとした。

◇**電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第二三九号）（総務省）
1　電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号の資金の貸付けを定める政令（平成七年政令第二六九号）を廃止することとした。（第一条関係）
2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六二年政令第二九一号）について所要の規定の整備をすることとした。（第二条・第三条関係）
3　この政令の施行期日、経過措置について定めることとした。（附則関係）

◇**電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二四〇号）（総務省）
電波法の一部を改正する法律（平成二三年法律第六〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年八月三一日とすることとした。

◇**環境影響評価法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四一号）（環境省）
1　環境影響評価法施行令別表第一の一の項及び別表第四の三の項において引用している「道路法第七四条第二項」を「道路法第七四条」に改める形式的改正を行うこととした。
2　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二三年八月二日）から施行することとした。

◇**総合特別区域法の施行期日を定める政令**（政令第二四二号）（内閣官房）
総合特別区域法の施行期日を平成二三年八月一日とすることとした。

◇**総合特別区域法施行令**（政令第二四三号）（内閣官房）
1　総合特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号イの政令で定める事業は、次に掲げるものとすることとした。（第一条関係）
㈠　環境への負荷の低減その他環境の保全に資する高度な技術に関する研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって内閣府令で定めるもの
㈡　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって内閣府令で定めるもの
㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る高度な産業技術の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって内閣府令で定めるもの
㈣　国際海上輸送網の拠点となる港湾若しくは国際航空輸送網の拠点となる空港の整備若しくは運営又はこれらの港湾若しくは空港を拠点として我が国と外国との間において行う貨物の運送に関する事業であって内閣府令で定めるもの
㈤　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって内閣府令で定めるもの
2　法第二条第三項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとすることとした。（第二条関係）
㈠　地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の地域における農林水産業の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの
㈡　地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の地域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの
㈢　地域の観光資源を活用した観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域における観光の振興に資する事業であって内閣府令で定めるもの
㈣　資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の地域における環境の保全及び向上に資する事業であって内閣府令で定めるもの
㈤　㈠から㈣までに掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であって内閣府令で定めるもの
3　準用河川の特定発電水利使用に関し河川法第一〇〇条第一項において準用する同法第二三条又は第二六条第一項の許可の申請があった場合について準用することとした。（第三条関係）
4　この政令は、法の施行の日（平成二三年八月一日）から施行することとした。

◇**平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令**（政令第二四四号）（厚生労働省）
1　健康保険法施行令の特例
平成二二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた被保険者等について、高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の特例を設けることとした。（第一条関係）
2　船員保険法施行令等の特例
船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令、地方公務員等共済組合法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国民健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令について、1に準じた特例を設けることとした。（第二条～第八条関係）
3　国民健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例
手当金等の交付を受けた七〇歳以上の被保険者について、一部負担金の割合の判定に係る所得金額の算定の特例を設けることとした。（第七条及び第八条関係）
4　介護保険法施行令の特例
1に準じて、高額医療合算介護サービス費等の算定基準額の特例を設けることとした。（第九条関係）
5　国民年金法施行令の特例
二〇歳前に初診日のある傷病に係る障害基礎年金について、手当金等の交付を受けた者に係る所得制限限度額の算定の特例を設けることとした。（第一〇条関係）
6　国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例
国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令について、5に準じた特例を設けることとした。（第一一条及び第一二条関係）
7　児童扶養手当法施行令の特例
手当金等の交付を受けた者について、児童扶養手当の所得制限に係る所得金額の計算に当たり、手当金等の交付により生じた所得の額を控除する特例を設けることとした。（第一三条関係）
8　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令について、7に準じた特例を設けることとした。（第一四条関係）
9　この政令は、平成二三年八月一日から施行することとした。

◇**脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定**（条約第一〇号）（外務省）
この協定は、バハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とバハマとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その概要は、次のとおりである。